

1

酒田市公共施設等総合管理計画について

酒田市公共施設等総合管理計画は、本市が保有する公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するために、今後のあり方について基本的な方向性を示したものです。平成 30 年 2 月に国から示された公共施設等総合管理計画の策定にあたっての改訂指針を踏まえ、計画を改訂します。

2

総合管理計画の位置付け

「酒田市総合計画」の下、個別施設整備方針等に定められている施設の改修や方向性等を踏まえ、人口及び財政規模に応じた公共施設のマネジメントにかかる方針等を定める計画とします。

3

人口と財政

酒田市人口ビジョンでは、令和 42 年度に本市の人口は 7 万 700 人程度になると推計しています。また今後、財政規模が縮小し、公共施設やインフラの建設などに支出する費用（投資的経費）の減少が見込まれています。

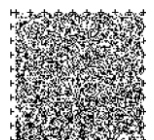
4

公共施設の現状

公共施設は令和 2 年度末で 643 施設（総延床面積約 49 万㎡）あります。市民一人当たりの延床面積は、平成 25 年度は 4.4 ㎡/人でしたが、令和 2 年度には 4.9 ㎡/人に増加しました。

建設後 40 年経過した施設が増加し、老朽化が進んでいます。一方で施設の耐震化は進んでいます。

令和元年度の公共施設のコストは、施設に係る経費が 16.5 億円、事業運営に係る経費が 13.9 億円、指定管理料が 5.4 億円、総額で 35.8 億円です。



5

インフラの現状

令和2年度から風力発電設備3基が追加になりました。

20年後には、建設から50年以上経過したインフラが増加し、急速に更新が必要となってきます。

令和2年度のインフラのコストは、維持管理に係る経費が53.1億円、改修に係る経費が14.5億円、新設・更新に係る経費36.3億円、除雪に係る経費が5.8億円、総額で109.8億円です。

6

地方公会計制度の活用

地方公会計制度とは、財政の透明性を高めるなどの目的のため取り入れられた基準です。色々な指標がある中で、公共施設等のマネジメントに活用できる2つの指標を取り入れました。

有形固定資産減価償却率は61.2%です。100%に近くなるほど、更新が必要な施設が多くなってきます。全国平均は62.2%です。

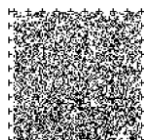
将来世代負担比率は23.2%です。将来の世代がどれくらい負担するかを見ることができます。15%~40%が標準と言われています。

7

将来更新費用の試算

将来更新費用とは、建替え、改修、解体などの費用です。

今後40年間で3,951.1億円（年平均98.8億円）の更新費用が必要になると推計されます。そのうち、一般会計の保有する公共施設等に係る費用は1,931.1億円（年平均48.5億円）となります。



将来更新費用の不足額

一般会計の公共施設の更新費用 1,231.3 億円のうち、現行の制度が活用できるものとして国庫補助金等を差し引くと、市の負担額は 1,065.3 億円となり、現在保有しているすべての公共施設及びインフラを合わせると、今後 40 年間の更新費用は 3,785.1 億円になります。

想定される更新財源を差し引いた将来更新費用の不足額は、一般会計で 673.1 億円、企業会計で 1,175.1 億円となり、総額で 1,409.1 億円不足すると推計されます。

数値目標の設定

【公共施設の目標数値】

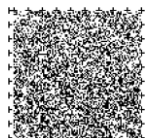
「酒田市人口ビジョン」では、令和 7 年度には現在の人口より約 2%、令和 12 年度には約 5%減少すると推計しています。人口減少に伴い、公共施設の行政コスト及び延床面積を令和 9 年度までに 5%削減することを目指します。

コスト：令和 9 年度までに年間コストを 34 億円以内とします。

延床面積：令和 9 年度までに 467,000 m²以下とします。

【インフラの目標数値】

インフラは市民生活に直結しているため、今後も維持していく必要があります。一方で、人口減少が見込まれる中、現在のインフラにかかるコスト及び施設数が適正かについては、検討していきます。



公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

【基本方針】

- ①将来世代に負担を残さない ②質の高いストックを継承する
- ③まちづくりとの連携を図る

【ハコモノ3原則】

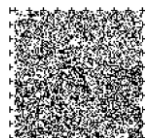
- ①施設総量の削減のための量的マネジメント
- ②サービス向上のための質的マネジメント
- ③運営などの効率化のための政策的マネジメント

【インフラ3原則】

- ①適正規模の維持 ②安心、安全の確保
- ③ライフサイクルのコストの縮減

公共施設等の管理に関する基本的な考え方

- (1) 点検・診断等の実施方針
- (2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針
- (3) 安全確保の実施方針
- (4) 耐震化の実施方針
- (5) ユニバーサルデザイン化の推進方針
- (6) 長寿命化の実施方針
- (7) 統合や廃止の推進方針
- (8) 民間活力の活用方針
- (9) 民間提案を受け入れる仕組みの構築方針
- (10) 未利用資産の利活用方針
- (11) 広域的な連携の取組方針
- (12) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針



12

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

公共施設、インフラ別の施設類型ごとに定めています。

13

計画の推進にあたって

次のとおり推進していきます。

- (1) 全庁的な取組み体制の構築
 - (2) 情報の効率的な管理
 - (3) 市民との情報共有・合意形成
 - (4) 計画的な予算確保
 - (5) 計画の進捗管理と見直し
-

14

最後に

今ある施設を、次世代にすべて引き継ぐことはとても難しいです！

現在のコスト、保有量を把握し、それにより将来必要となる建替えや改修等に必要となる費用を把握することにより、これから先、本当に必要となる施設を選ぶことが大切になります。

